平成２７年（フ）第１３０１号
愛知県海部郡大治町大字西條字柳原68番地の１
破産者　平本千代子こと　関　　順任
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号
京都府京丹後市大宮町口大野117番地
破産者　白江　孝義
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第５９４号
神戸市兵庫区北逆瀬川町４番１―603号
破産者　池田　久志
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６号
兵庫県明石市魚住町清水985番地の３　ルーエンハイム203号
破産者　東　　幸一
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
奈良市角振町22番地
破産者　笹川　雅義
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市喜入町333番地３、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市西田１－１－６　西駅ハイツ503
破産者　川野喜代子
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６号
沖縄県名護市字辺野古360番地69　盛アパート33号
破産者　島袋タヨ子
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１４６号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附１番地12　尾駮西２期社宅Ｂ棟203号室
破産者　長久保紀人
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７４号
京都市左京区上高野東山108番地
破産者　和田　　博
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
福岡県筑後市大字一条1330番地36　レジデンス一条307号、旧住所福岡県筑後市大字溝口1068番地
破産者　水町　　守
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第２号
福岡県八女市黒木町今1366番地５
破産者　河内　和雄
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３２１号
鹿児島県鹿児島市吉野町2639番地８、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市吉野町2639番地５
破産者　永田　致唯
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６８３号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街４棟103号、従前の住所名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街４棟104号
破産者　纐纈　友弘
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２６号
札幌市中央区南１条西24丁目１番26―602号、開始決定時の住所札幌市中央区南３条東６丁目１番地１　ハイツ３・６―107号
破産者　加藤　拓馬
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０号
長野県上田市天神２丁目４番63号
破産者　山邊　健二
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１０３号
愛知県知多市新知台１丁目６番地の21　パークヒル新知102、開始決定時の住所愛知県常滑市神明町２丁目20番地の12
破産者　大中　　誠
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３８号
愛知県刈谷市東境町児山239番地１、開始決定時の住所愛知県豊明市沓掛町小所242番地１
破産者　岡本　敏弘
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部